
第1節 総則

1-1 用語の説明

「第1章 開発許可・建築許可」で使用する用語は、次のとおりとします。

1. 法 : 都市計画法(昭和43年法律第100号)
2. 政令 : 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)
3. 省令 : 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)
4. 市規則 : 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則
(平成8年規則第60号)
5. 宅地開発等条例 : 鹿児島市宅地開発等に関する条例(平成19年条例第23号)
6. 宅地開発等規則 : 鹿児島市宅地開発等に関する条例施行規則
(平成19年規則第152号)
7. 住宅建築条例 : 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例
(平成16年条例第103号)
8. 住宅建築規則 : 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例施行規則
(平成16年規則第157号)
9. 運用基準 : 都市計画法令に基づき許可権者が定める審査基準
10. 管理者基準 : 公共公益施設管理者が定める公共施設基準